

別表（第3条関係）

行政職給料表(1)及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の降任する昇任段階

現在の昇任段階	降任する昇任段階
局長級	部長級 課長補佐級 係長級 主任員
部長級	課長補佐級 係長級 主任員
課長級	係長補佐級 主任員
課長補佐	係長級 主任員
係長級	主任員

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の降任する昇任段階

現在の昇任段階	降任する昇任段階
職員	職員